信用狀發行銀行を繞る主なる法律關係に就て

木

曾

榮

作

次

Ħ

序

語

第一節 信用狀發行に基く法律關係の發生

第二節 信用狀發行銀行と發行依頼人との關係

第三節 信用狀發行銀行と受益者との關係

第四節 信用狀發行銀行と手形買取銀行との關係

語

序語

一、信用狀の起源は之を遠い昔に求め得るがら、 これが國際貿易上の一立役者としてその目覺ましい活躍舞

臺を展開するに至つたのは、餘り遠い以前からのことではないやうである②。 しかして、その演する役割の重

信用狀發行銀行を繞る主なる法律關係に就て

八二

佾、 起り、 陸等隨所に特異なるものがあり、 要さは日々に加はりつゝある感を深くせざるを得ないが、その態様が未だ統一を見ることなく、英・米又は大 用する信用狀の形式内容共に英・米のそれ等を範とする我國に於てはダ、 れる。古き歴史を有する英國に於てすら、紛爭珍らしからざる有様とすれば、 粉議に際會して初めてその正しい理解の把握に焦慮するのも蓋し已むを得ないことであらう。 化の過程を辿りつゝありとするも、信用狀を繞る諸種の紛爭發生の可能性は未だ多分に存在するものと思は 經濟的、 これを具體化せんとするの企劃が諸國に見出されるが、蓋し自然の趨と云へやう③。 政治的其他國際間に横はる障碍は近き將來に於て全く除去することを望まれない限り、たとひ統 ために國際貿易上に及ぼす支障が尠くない實狀にある。從てその統一運動が その研究未だ充分なりとは稱し難く 未だ發達の日尚淺く殊にその採 さりながら、 今日

稀でない。吾人之に關心を有する學徒は、その難闘中の若干にても克服するために不斷の努力を惜むべきでな せられる。 からう。寡聞をも顧みずこの一小論を起す所以も亦このさゝやかなる念願の一端に外ならない。 事情かくの如くとすれば、之が正確なる知識を充分に會得することが實務家にとつて最も緊要なこと」思は 併し信用狀に關する研究的文献は內外共に尠く、從てその研究上はからざる困難に逢着することも

等はその重要度に於て最たる問題であることは疑を容れぬ。特に賣買契約と信用狀との法律關係の如きは研究 の關係、WITHOUT RECOURSE 二、信用狀に關して殘された研究問題は多々存するであらうが、CONFIRMATION と REVOCATION の法的効果、 關係當事者間の法律關係、 或は賣買契約と信用狀の法律關係 ዾ

て先輩諸彦の叱正を得、以て他山の石たるを得ば幸甚の至りである。 乏しき者が敢てかゝる多難の試を企てることは、幾多の危險を包含し過誤を侵すことなきを保せぬが、是に依 行を中心として發生すべき主要なる法律關係に研究の焦點を据ゑやうと思ふ。法律學の知識竝に實務の經驗に 上頗る興味ある問題と信ずるが、之は他日の研究に俟つとして、本論に於ては主として荷爲替信用狀の發行級

- (1)Spalding, Bankers' Credits, p. 3, Spalding, "Concerning Letters of Credit" (Bankers Magazine, London, Oct., 1922, p. 453), り金融業の發達せる伊太利に發してゐるとの說は大いに重きをなすものと云はねばならない。 爾氏が共に、之を Early Roman 及び Lombard の住める時代に求めてゐる所に照せば頗る古い昔に遡らざるを得ない。 信用狀の起源については諸家その説を異にするものし如くであるが、英・米の代表的學者たる Spalding 及び Ward の しかして信用狀が爲替手形と併立的に發達したものであると云ふことは否み難い事實と考へられる。又その起源は古よ
- (2) 前述の如く信用狀の淵源は頗る古きに存するも、今日の如く貿易界に活躍するに至つたのは、十九世紀頃より英國に於 之と同一の發達過程を辿つたものである。 て高速度的の發達を遂げた結果に外ならない。米國に於て之が發達を見たのは實に歐洲大戰以後の事に屬し、我國も亦

Ward, Bank Credits and Acceptances, p. 6.

cial Letters of Credits, Chapter I. Ward, ibd. Chapter I, Edwards, Foreign Commercial Credits, Chapter XII, XIII, Finkelstein, Legal Aspects of Commer-

(3) 信用狀の統一化運動の先驅は一九二〇年初頭にニューヨーク市とポストン市との銀行業者が主體となつて組織した The New York Bankers' Commercial Credit Conference に於て主として外國貿易上に於ける船荷證券の取扱に闘する問題を

てゐるものと云はねばならぬ。これに刺戟せられて、歐洲及びその他の諸國もその統一化の機運に赴いたものは尠くな 及び信用狀約定書等の形式を統一し、之等の使用を極力各銀行業者に勸めてゐるのは、統一化運動の上に大いに貢献し 討議したことに求むることが出來やう。爾來、該團體は船積書類一般の解釋を規定し、信用狀書式、信用狀發行依賴書 い。今その主なるものを列撃すれば、

"The Regulations Affecting Commercial Credit Transactions" Adopted by the Association of Berlin Banks and Bankers

"The General Rules Concerning the Treatment of Documentary Credits" Adopted by The Norwegian Bankers' Associ-

ation (January, 1924).

(January, 1923).

"The Rules Governing the Opening of Documentary Credits" Adopted by Union Syndicate des Banquiers de Paris et de la Province (January 14, 1924).

"The Regulations Regarding Documentary Gredits Available in Italy Covering Goods Shipped by Sea" Adopted by The Italian Bankers' Association (January 2, 1925).

"The Rules of the Holland Bankers Association" (April, 1930). "The Regulations and Customs Adopted in the Argentine for the Opening of Revocable and Irrevocable Credits" (1926).

り國際商業會議所 (The International Chamber of Commerce) によりて續けられ、遂に一九二九年のアムステルダム國際 以上は一國内にのみ限られた統一化の具現であるが、之を國際的統一化の域まで押し進めんとする努力が一九二六年よ (The Uniform Regulations for Commercial Documentary Credits) を決騎するに至つた事は、寔に信用狀統一化の質現へ 商業會議所會議 (The Amsterdam Congress of the International Chamber of Commerce) に於て「荷爲替信用狀統一規則」

力强き一石を投じたものと云ふべきであらう。 Edwards, ibd. Chapter I, Ward, ibd. Chapter 5, 8, 9.

(4) Edwards, ibd. Chapter XIII

節 信用狀發行に基く法律關係の發生

要性を有し、從てこの一條件の不履行は該竇買契約を破壞するの結果を齎すものであるが、飜て信用狀發行の 與の書面を通常、 外國との貿易にあつては、寶買兩當事者は互にその信用につき充分なる知識を有せず、從て賣主は代金の入手 爲には賣買契約の存在は毫も法律上その一要件とは認められぬのである®。 この兩者は各々獨立の關係に立つもので、實務的には信用狀發行なる事實は賣買契約の一條件としては頗る重 に不安を感する場合が尠くない。かゝる不安を除去して竇買契約の成立を圖る目的を以て發行せらるゝ信用授 **鼓に最も注意すべきことは、竇買契約と信用狀發行との法律的關係である。之は一言にしては盡し得ぬが、** 商業信用狀發行の主たる目的は賣主が貨物代金の入手を確保するために外ならぬ。蓋し遠く地を隔つる **賣買當事者間に於て、賣買契約の一條件として、買主の銀行より信用狀を發行すべきことを約定する。** 信用狀と稱するのであるがら、 今之が發行よりその目的達成迄の過程に一瞥を與へると、

(¤) 買主は直接又はその取引銀行を介して、賣主との契約に基く種類の信用狀の發行を自己取引銀行或は 信用狀發行銀行を繞る主なる法律關係に就て

その他の銀行に申込む。

場合に、之に代つて銀行が履行することを約束するものではない。換言すれば、銀行は保證債務を資ふもので はなく、 は信用狀發行銀行、買主は發行依賴人、叉賣主は受益者としての各々の立場が成立するのである。 主(受信者)へ信用狀に基き代金支拂をなすこと」なり、玆に初めて賣買契約を離れた法律關係が發生し、 信契約(一種の金錢支拂指圖契約)關係に外ならないの。 **この契約により負擔する支拂義務は依賴人たる買主が賣主に對し支拂義務を履行し得ざるか、又は履行せざる** を資ふこと」なる。即ち銀行と買主との間に委任に基く一種の金錢支拂指圖契約が成立するのである。 この信用狀發行の申込を銀行が受諾すると、

銀行は買主に代つて

賣主に該信用狀に基き一定金額支拂の義務 買主の委任に基いて信用授與を代行するものである。從て銀行と依頼人との法律關係は委任に基く授 かくて銀行は授信者として、買主の依頼に應じ、賣 銀行が 銀行

次に最終階梯として、發行銀行は依賴人の申込條件に基き信用狀を發行し、これに從て依賴人の計算 に於て受益者に支拂をなす。

小限度の關係者で終結し得る場合は比較的僅少で、 的最簡單の形式であり、 以上は簡略ではあるが、商業信用狀發行により發生する一般的關係を一應盡してゐると思ふ。併し之は根本 その關係者の如きも信用狀發行依賴人、發行銀行及び受益者の三者に過ぎぬ。 諸種の事情より他の若干の關係者が之に参加するのが普通 との最

である⁽³⁾

- (5) 英國に於ては信用狀に對する一般的術語として Commercial Letter of Credit なる語を用ひてゐる。併し嚴密なる意味に 於ては之を銀行信用狀 (Bankers' Letter of Credit) 及び商業信用狀 (Commercial Letter of Credit) の二種に分つ。前者は ity to Purchase)に魘すべきものとする。從て信用狀と云へば必ず英國の所謂銀行信用狀のみに限る立場をとつてゐる 英國にて商業信用狀と稱するものは、信用狀の範疇に屬しないものとし、之はむしろ一種の「買取指圖書」(An Author-支拂入が買主である場合の信用狀を云ふ (Spalding, Bankers' Credits, p. 41, 43, Ward, ibd. p. 59)。然るに米國の見解は、 信用狀發行者が銀行であり、受益者に支拂ふ者も亦銀行であるが、後者は信用狀發行者が銀行であると否とを問はず、 (Ward, ibd. p. 60)。本論に於ては一般に寶買取引に用ひらるゝ信用狀の總括的名稱たる「商業信用狀」なる用語をとる
- (6) v. D. Nagase & Co. (1921), S. L. Jones & Co. v. Board (1923), Kronman & Co. v. Public National Bank (1926). Ward, ibd. p. 163, York, International Exchange, p. 277, Finkelstein, ibd. p. 223, Edwards, ibd.p. 79 (IV), p. 81 (V), Imbrie
- (7) 授信契約の法律的性質については、松永義雄著「商業信用狀論」一二頁以下參照。
- (8) Ward, ibd. Chapter 2, Edwards, ibd. Chapter IV, Finkelstein, ibd. p. 146 Note. 竹田省博士「商業信用狀」九 (法學論叢

第十八卷第一號所載)。

が、實務に於てはかゝる場合は頗る少く、通常買主と發行銀行、發行銀行と賣主との間に他の關係銀行が介在する。 發行銀行が直接買主の依賴により實主に直接に信用狀に基き支拂をなすことは、本文旣述の如く最簡單の形態ではある (イ發行依賴銀行 (Requesting Bank) の介在。——買主が直接に發行銀行に依頼することなく、自己の取引銀行を通じ

律上は買主が依頼人となる場合と異る所がない。然るに該依頼銀行が自行の名を以て申込むときは、法律上は該銀 て依賴する場合が屢々ある。この時、該依賴銀行 (Requesting Bank) が買主の代理者として、發行を申込めば、法

行が依賴者となり、內部的には買主との間に取次契約關係が生ずる。

(Paying Bank)の介在。——發行銀行が直接に信用狀に基き質主に支拂ふよりは、自行の本支店、取引銀 以て支拂ふ場合は、發行銀行と支拂銀行及び寶主との間に別種の法律關係が發生するも、發行銀行が支拂義務を履 行(Correspondent Bank)等を通じて支拂ふ場合の方がむしろ普通であるが、この場合、該支拂銀行が發行銀行の 行する點に於ては何等異らない。 本支店又は代理者として支拂ふに於ては、法律上は發行銀行が支拂ふと同一の關係となる。支拂銀行が自行の名を

生せしむるに至るのである。 先づ發生する。信用狀は實務的には賣買契約を基調とし、買主の發行申込に對する銀行の受諾により、發行せ らるゝも、法律的には發行依賴人と發行銀行との契約關係が信用狀發行の前提となり、之より次の諸關係を派 商業信用狀發行によつて發生する根本的法律關係は、發行依賴者、發行銀行竝に受益者の三者を繞つて

- (A) 信用狀發行銀行と他の關係者との法律關係。
- (b) 發行銀行と受益者との關係。

發行銀行と發行依賴人との關係。

- (c) 發行銀行と手形買取銀行との關係。
- 手形買取銀行と受益者との關係。
- (C) (B) 竇主と買主との關係。

本論に於ては、以上の中、發行銀行と他の關係者との主なる法律關係について論述せんとするものである。

第二節 信用狀發行銀行と發行依賴人との關係

れる。買主はこの信用投與方法を利用して、賣主に對する代金支拂義務を履行すること」なる。 爲恭手形の場合が多いが)の振出權限を賣主に授與し、該手形支拂債務を買主に代つて殞ふことによつて行は 人に約定するものである。しかしてその信用授與の方法は、發行銀行が發行信用狀の條件に基く爲替手形 べたが、その契約内容は發行銀行が授信者として第三者たる竇主へ一定條件に基く信用投與の債務負擔を依賴 一、發行銀行と依賴人との法律關係は、委任に基く授信契約の締結によつて發生することは、前節に於て述 (荷

銀行と依賴人との關係は委任契約と授信契約が組合つたものであるの。

發行銀行はかく依頼人に代つて、竇主に對する信用授與の事務を處理することを約定するものであるから、

更に兩者の法律關係の主要なる點について論述するに、

(I)發行銀行は善良なる管理者の注意を以て、委任事務を處理する義務を資ふ回。

處理の義務を資ふものであるが、 受任者たる發行銀行は委任の本旨に從て、民法に所謂善良なる管理者の注意を以て、依賴人よりの委任事務 その義務の内容は大凡次の如くである。

イ 委任契約に基く信用狀發行の義務を資ふ。

對し損害賠債の責に任ずると共に、依賴人に對する支拂資金の求償權をも失ふことゝなる⑫。 にも不拘、誤つて Irrevocable L/C を發行したとか、或は記載內容が相違したとかの場合は、 行請求をなし得るのみならず、又損害賠償の請求をもなし得る。例へば Revocable L/C 發行の依賴を受けたる ね。從て若し發行銀行がその履行を怠つた時は勿論、 發行銀行は契約の條項に適合する信用狀を發行し出、 過失によつて履行しない場合に於ても、 之に依て生する義務を受益者に對して履行せねばなら 發行銀行は之に 依頼人は之が履

(u) 受益者振出手形に船積書類の添附を要する場合は、 全に合致することを確認せる上にて支拂をなす義務を負ふ。 之等書類と信用狀とがその記載內容に於て、 完

類 (13) reasonable care) 調査するの義務を貧ふ程度に止まり、該船積書類が代表する貨物自身の品質、 りしにかゝはらず、これに氣付かずして支拂をなしたる時は、銀行は依賴人に對する資金の求償權を失ふと共 依賴人に對する資金の求償權を喪失することはない吗。 と信用狀面の買取條件とが合致する以上は、 につき、實質的內容調査の義務は毫も之を負擔するものではない。 と相違してゐても、 調査義務の程度については、各國の判例竝に慣習は大略その軌を一に して ゐる。それは受益者より船積書 の呈示を受けた時は、 銀行は書類と貨物とが事實上合致することを檢證する責任がないのであるから、單に書類 該書類が信用狀內容と形式上合致するかを、 授信契約に基き受益者になしたる支拂は合法的であり、 尤も該書類に虚偽の記載があることを當然知り得べか 從て受益者が呈示した書類が實際の貨物 發行銀行が相當の注意を以て (With 實際數量その他 之に依て

ĸ 損害賠償の責に任じなければならぬ。 かゝる場合には依頼人が銀行の怠慢又は過失を立證せねばならぬ

とと勿論である。

發行銀行は關係船積書類を取得したるときは、之を依賴人に引渡す義務を資ふ。

保まであるが、 人信用で無擔保の契約をすることもある。その擔保は各人の信用程度に應じて差異があり、全額差入より無擔 發行銀行は受益者への支拂資金を豫め適當なる方法によつて、依頼人をして提供せしむるが、時には全く對 銀行は委任事務遂行の上は必ず依賴人をして手形の引受又は支拂をなさしめて船積書類を引渡

(9) この兩者の法律關係については、從來異說の存する所であつたが、今日に於ては之を委任關係とするのが通說の如くで 引に於ける著干の法律的考察」(同上誌所載)、Finkelstein, ibd. p. 32. ある。たい授權行爲を必要とするか否かについては、今尙異論が存する。竹田博士、前揭論文九、松永氏、前揭書一六 一伊藤健氏、「信用狀發行銀行の法律上の地位」、銀行研究、第十八卷、第四號一二六頁所載)、山本正志氏、「信用狀取

に提出され、その内容は支拂資金散定に闘する事項、手形附帶貨物に事故發生せる場合の處分方法、依賴人の違約に對 に兩當事者間の權利義務關係を定むるために、「信用狀約定書」 (Commercial Letter of Credit Agreement) なるものが銀行 依賴人及受益者の住所氏名、支拂金額、信用狀の有効期間、手形條件、賣買貨物の種類、支拂方法等が記載される。更 する銀行の處置等であるが、之等兩書面は當事者間の法律關係決定の上に、頗る緊要なるものであるから、この記入に Note) 通常信用狀發行の依賴には「信用狀發行依賴書」(Application for Letter of Credit) を用ひ、之には信用狀の種類、 次に授信契約は要式契約ではないから、口頭、又はその他の意思表示によつても成立するが、(Finkelstein, ibd. p. 146—7

は特別の注意を要すること論を俟たぬ。米國では此兩曹式の不備から起る紛争防止の目的を以て、 Forms) が Commercial Credit Conference によつて與へられてゐる。 標準書式 (Standard

民法第六四四條、三潴傳士著「契約法講義要領」一三一頁、Finkelstein, ibd. p. 245

(12) 伊藤氏、前揭論文第三章第一節、松永氏前揭書十九頁、Finkelstein, ibd. p. 15, 147—8, 168, Kronman & Co. v. Public Nat-此場合該信用開設の効果は受益者がその旨を知りたる時既に發生する。竹田博士、前掲論文二八三頁以下參照。 實際に於ては、發行銀行よりの信用狀送付に先立つて、電信を以て信用開設の旨を受益者に通知する場合が尠くない。

ional Bank (1926).

(L3) 船積書類 (Shipping Documents; Documents) と稱せらるしは、基本的のものとしては、船荷鼈券、 際商業會議所會議も右と同樣の解釋に基き決議してゐる (Ward, ibd. p. 153)。 年六月一日改定)も亦この三者を以て必須的のものとしてゐる。又一九二九年七月十三日のアムステルダムに於ける國 者を指すことは一般的に認めらるゝ所なるも、特に信用狀面の買取條件と貨物とが、その品種、 と實際」第二章第三節參照)。しかして The New York Bankers' Commercial Credit Conference の解釋規定(一九二六 て一致するや否やを確認する爲には、送狀(Invoice) は頗る重要性を持つものである(拙論文、「C・I・F・契約の理論 数量その他の細目に於 保険證券及送狀の三

(14)Spalding, Bankers' Credits, p. 95, "Concerning Letters of Credits," p. 461, Finkelstein, ibd. p. 226, 245, Basse & Selve v. Leather Co. (1926), De Sousa v. Crocker First National Bank (1927), Renfrow v. Citizens' State Bank (1927) Bank of Australsia (1904), Maurice O' Meara Co. v. National Park Bank (1925), First Wisconsin National Bank v. Forsyth

Finkelstein, ibd. p. 245, W. A. Havemeyer & Co. v. Exchange National Bank (1923), Bank of New York & Trust Co. v. 尙之等書類の一致に關する評論については、Spalding, Bankers' Credits, p. 95 以下妏に Finkelstein, ibd. p. 177 以下參照。

(15)

Atterbury Bros. (1929).

(16) Finkelstein, ibd. p. 225-6, Old Colony Trust Co. v. Lawyers' Title & Trust Co. (1924).

他の立替諸費用を依頼人が銀行に支拂ふべきは勿論言、 定めおき、信用授與の金額に應じて一定步合を加算する方法を採る場合が尠くない。蓋し之は商事上竝に法律 與は銀行業務の一部なるが故に、 場合には委任事項結了後に之を支拂ふものとする第。 受任者の責に歸すべからざる理由により委任事項の履行 用の支拂であらう。發行銀行が受益者に對してなしたる支拂の代り金竝にこれに對する利子、電信料、手數料其 法第二七四條2 が半途で中絶したときは、委任者は履行濟の割合に應じて報酬支拂義務を負ふものとせられるタリ。 に應じなければならぬ。 發行銀行に對する手敷料支拂義務については、民法の規定によれば委任は無償を原則とし、有償の特約ある (II)發行依賴人は發行銀行との契約に基く義務を資ふ。その最も重要な義務は支拂資金及びその他所要費 の適用を受けるものと信ずる。又實際を見ると明示的又は默示的に、豫め最小限度の報酬額を 然るにこの支拂資金に就て特に種々紛議を醸すことが珍らしくない吗。 假令特約の有無に關せず受任者が相當の報酬を申受けるのは、 又發行銀行の要求する支拂資金の一部又は全部の前拂 理の當然で商 併し信用投

[17] 民法第六五〇條第一項。

上の見解から最も妥當とすべきであらう。。

利子についても亦、明約がなくとも商法第二七五條の規定によつ

て之を徴收し得るものと解するのが妥當である。

(19) (18) 民法第六四九條。

ibd. p. 169.)、而して發行銀行が支拂不能に陷つたときは、未發行額に相當する支拂資金に對しては、依賴人は一般債權者 米國の判例によれば、依賴人が支拂資金を現金にて發行銀行に差入れおきたる時は、未だ信用が授與せられざる金額に と同一立場に置かれ何等の優先權を持たない (Taussig v. Carnegie Trust Co. (1913), Latzko v. Equitable Trust Co. (1927), 相當する額に對してのみ債權を有するものとせられ (Cutler v. American Exchange National Bank (1889), Finkelstein,

Finkelstein, ibd. p. 169.)°

hcup
ho (Basse & Selve v. Bank of Australasia (1904), Borthwick v. Bank of New Zealand (1897)°

支拂資金提供後に銀行に違約行爲があれば、依賴人は該支拂資金の返還を受くる權利を有することは一般に承認せられ

(22) (21) (20) 民法第六四八條。

民法第六四八條第三項。

商法第二七四條「商人力其營業ノ範圍内ニ於テ他人ノ爲ニ或行爲サナシタルトキハ相當ノ報酬ヲ請求スルコトヲ得」。

Finkelstein, ibd. p. 167 Note (57).

を否定するならば信任關係を基礎とするこの種契約の本旨を沒却すること」なる。 る故に、この論據は首肯し得ない。この義務はむしろ原則的のものと解すべく、從てこの義務不履行によつて發 であるかによつて決するとの說もあるが、旣に論じた如く授信契約は明約がなくとも有償と解するを妥當とす 行銀行に損害を與ふれば、その賠償の責に任すべきはかゝる契約の本質よりするも當然であらうw。 發行銀行と締結せる授信契約に基く信用を依頼人が使用する義務の有無は、一に該契約が有償であるか無償 若しこれ

(24) 民法第六五〇條第三項、三潴博士、前揭書一二九頁。

諸關係は之を豫め契約中に明示し、以て後日の無用の紛爭を避くるを最も策の得たるものと云ふべきである。 (Commercial Risk) を負擔するもので、發行銀行は善良なる管理著の注意を以て委任に基く事務を遂行するを義 異にして、雨當事者は一定期間該契約の取消又は解除權を拋棄したものと一應解すべきである。 ふ特質を愈々明確ならしむるものである。又依賴人は信用狀による取引の本質を正しく理解し、發行銀行との 務とし、敢て賣買當事者間の關係内に入込むの必要がない。これ蓋し信用狀關係が獨立の法律關係であるとい に、その取消通知が受益者に到着するに非ればその法律効果を發生し得ない。Irrevocable L/C はこれと性質を 解除し得る場合がある。 Revocable L/C の場合はその一例であるが、受益者が該信用狀を未だ利用せざる以前 之を要するに、發行銀行は信用投與上の危險 (Credit Risk) を、他方發行依賴人たる買 主は商事 上の 二、發行銀行と依賴人との契約は、金錢支拂指圖を內容とする一種の委任契約であるから、之を取消し又は 危險

第三節 信用狀發行銀行と受益者との關係

之等を要約すれば(一契約說、二 Estoppel 說、三商事特約說の三とする事が出來やう。今之等の說く所を見るに、 發行銀行と受益者たる賣主との法律關係の解釋については、從來異說頗る多く未だ歸一する所がないが、

7 契約說 (The Contract Theory)第。

純然たる契約理論に結びつけんとするもので、その立場によつて、

- (a) 信用狀發行は發行銀行が受益者に對して、支拂を約する片務契約とするもの、
- (b) 發行銀行と受益者との間の雙務契約とするもの、
- (c) 受益者のために結ばるゝ發行銀行と依賴人との雙務契約とするもの、

發行銀行と依賴人との間に成立する雙務契約で、同時に受益者に對して法律關係を發生するもの、

(e) 依頼人より對價を得るの約定に基き、發行銀行と受益者とが締結する雙務契約とするもの、

等の數種に分類し得る。

(d)

(p) Estoppel 鮀 (The Estoppel Theory) go

この説は實は契約説を基調とするもので、之に Estoppel の理論を織り込んだにすぎぬ。即ち

- (a) 發行銀行は信用狀發行の爲に、依賴人より支拂資金を受領したか、
- (b) 又は信用狀により振出された手形の滿期日前に於て、發行銀行に對し充分なる支拂資金支拂の旨を依頼

人が約定したか、

- (c) 或は依頼人が手形支拂資金の支拂に關して、發行銀行に充分なる滿足を與ふることを表明し(Represent)、
- d) 理論 且つ發行銀行は以上の表明 (Representation) が後日に至つて、事實と相反する場合に於ても、Estoppel の に基き、尙その表明を拒否し得ず、その關係者に對する責任を免れ得ないとするのである。

ハ 商事特約說 (The Mercantile Specialty Theory)ら。

依賴人から提供さる〜對價に基き、賣主たる受益者に一定金額支拂を約定するものであるとする。 法律關係に準ずべきものとし、しかも發行銀行の法律的地位は恰も爲替手形の引受人の如きもので、買主たる 約理論に結び付けんとするのは頗る不適當で、むしろ之と類型を異にする手形、小切手の如きものから生ずる この說に從へば、 信用狀發行銀行と受益者との間に發生する法律關係は、商事上特殊性を帶び、之を一般契

事上の特殊契約關係と見るかの二となし得る。しかして之等の說の中には未だ全く對價關係より離脫し得ざる ざる困難に逢着するものにして、この兩當事者間の法律關係を盡し得たりとは云ひ難い。 ものあり、又何れも契約理論に立脚する限り契約成立に必要なる申込受諾の意思表示の時期決定について思は 以上三說を通觀するに、 發行銀行と受益者との法律關係は結局に於て、之を一般契約關係と見るか、 或は商

するに過ぎぬ。 義務を後者に對して負ふこと」なる。しかしてこの義務は獨立の存在であつて、發行銀行及び依賴人との間に ならざるを得ない。 締結された金錢支拂委任契約とは全然無關係で、單に發行銀行の一方的意思表示によつて法律上の効果を發生 當と考へる。この說によると、信用開設通知が受益者に到達したる時その効力を發生し、前者が一定金額支拂 吾人はこの種の理論から更に一步を進めて、之を一方的意思表示による金錢支拂約定の一種と解するのを安 この故に相手方たる受益者が承諾の意思表示を與**ふる必要がなく、又**効力發生時期も自ら明確

その代金を入手し得せしむるにあるから、序上の見解は理論及び實際に適合するものと考へる。 はない。蓋し信用狀發行の主たる目的は賣主の利益保護に存し、買主の信用狀態に關係なく賣主をして確實に 俟たない。 發行銀行が信用開設の旨を受益者に一度通知した以上、その信用有効期間内は之に拘束せられることは論を 又受益者は信用設定の目的に則して之を利用して代金を取得し得るが、之が利用義務を資ふもので

- Edwards, ibd. p. 68-9, Finkelstein, ibd. p. 277-285.
- Edwards, ibd. p. 68-9, Finkelstein, ibd. p. 285-9
- (27) (26) (25) Finkelstein, ibd. p. 285-295

たが、 行をして之を買取らしめんとするに當つて、發行銀行が該信用を豫告なしに取消し得るとすれば、受益者は重 拂義務消滅時期について異論を生じ、紛爭が起り易い。例へは受益者がかゝる信用狀を引當に手形を振出し銀 ことは疑問を揷む餘地がない窓。 大なる損失を蒙ること」なる。 <u>=</u> 信用狀が Irrevocable のものにあつては、その指定條項に從て受益者に一定金額支拂の義務を發行銀行が負ふ 更にこの兩當事者の負擔義務を中心として起る主要なる問題につき以下考察を試みることゝする。 前段に於ては、發行銀行と受益者との法律關係は之を如何に解すべきかについて、聊か論及する所あつ 又隨時取消し得ないと解すれば、該信用狀は 然るに Revocable の場合は、その取消權行使の時期につき、又發行銀行の支 の性質を帶ぶるに至

る (29)

故にか」る疑義を防いでその法律關係を明確ならしむるために、今日多數の銀行は信用狀面に取消の通

Irrevocable

知を用ふることなくして取消し得る旨の文言を附記するのが一般の慣例となつてゐる⑶。

取消し得ないとする通説を最も安當と考へる。 を知らない®。 しかも加ふるに確固たる判例なく商習慣の確立も見て ゐな い現狀にある。そこで The New これについては、 得る如くであるが、實際には必ずしもこれと一致しない。かくて取消得る時期は何時であるかの問題が起る。 取消さる〜危險を含む一點である。とれを理論的に見れば、受益者が之を使用するに先立つて何時でも取消し は、この取消時期を明確にする必要は頗る切なるものがある。筆者は當事者間に特約なき限り、手形呈示後に York Bankers' Commercial Credit Conference の如きはこの種信用狀に代はるに「買取指圖書」(Authority to Pur-を運送者に引渡したる時とするもあり、或は船積書類の銀行呈示迄とするもありて異說紛々として歸一する所 しく金融上の一機能を有し、その効果に於て Irrevocable L/C と何等異る點がない。たゞ唯一の相違は使用前に めるが、元來、この種の信用狀は一片の通知書に過ぎないとする學說すらある程なるもぽ、 今てゝに Revocable L/C の本質③を明細に討究するは紙面が許さないから、若干重要な點のみに觸れるに止 採用の主張をしてゐる。 或は注文調達に着手する以前とするもあり、 かゝる信用狀は賣主にとつて好ましいものではないが、 或は注文調達終了の時とするもあり、 現實に存在してゐる上 取消以前に於ては等 或は貨物

で資金を囘收し得ない故を以て受益者に對し支拂を拒絕し得ない。 前述の如く信用狀の受益者に對する關係は獨立せる存在であるから、銀行は依頼人の破産又はその他 加之、 正當の理由なくして之を拒絕した の理由

ときは、 銀行はその履行の請求を受けるのは勿論、 違約より生する損害賠償の責をも負はねばならぬことにな

る。

喪失するものではない。併し發行銀行は眞正なる書類と引換に支拂ふ義務を즭ふてゐるものであるから、委任 第二の場合には、銀行は受益者呈示の書類が形式上信用狀條件と一致する限りは、前記の指圖に不拘受益者に 必要がある。第一は發行銀行が該不法行爲を認めた場合であり、第二は依頼人がこれを認めて發行銀行に支拂 拒絕を指圖した場合である。第一の場合に於ては、銀行がかゝる不法行爲を立證し支拂義務を拒否し得る。 の本旨に從ひ善良なる管理者の注意を以て該書類調査の義務を履行すべきは言を俟たね。 支拂ふ義務を즭ふものとせられてゐる。從てこの場合、銀行は指圖不履行の故を以て依賴人に對する求償權を 次に受益者が虚偽の書類を銀行に呈示した場合の法律關係を考察しやう。之は次の二つの場合に分つて見る 叉

括して一律的に斷定し難い。米國の或る銀行が單價二六弗替のものを過つて三〇弗替で支拂つた事件があるが 學說が起り、 判決してゐる隱。 この支拂超過額返還請求訴訟に於ては銀行が受益者に惡意のあつたことを立證しなければ返還請求し得な**いと** て、その信用狀を取消し得るものと解してゐる隱。 蓋しこの解釋は極めて合理的で、一方銀行にその過失に基く 銀行が過失によつて依頼人との契約に相違する信用狀を發行した場合の依頼人に對する法律關係は、之を總 過失による信用狀の不備を知りつゝ之を受益者が利用せんとした時は、銀行がその事實を立證し この判旨から信用狀發行に關する過失につき總ての場合に同一原則を適用すべきものとする

或程度の責任を負はしめると共に、他方受益者の詐偽的行爲を防止するの効用があると云ふべきであらう。

- Finkelstein, ibd. p. 150, In re Barned's Banking Co., Banner & Young & Johnson (1871), Florian, Jr. v. Bank of Gothenberg (1923)
- (29) First Wisconsin National Bank v. Forsyth Leather Co. (1926), Ernesto Foglino & Co. v. Webster (1926), Albert De Bary, Jr. Inc. v. Agar-Bernson Corp. (1924):
- Ward, ibd. Chapter 6, Finkelstein, ibd. p. 153.
- Revocation の詳論については Ward, ibd.Chapter 6 参照。
- Spalding, Bankers' Credits, p. 45.
- G Edwards, ibd. p. 52. Ward, ibd. p. 105. Finkels
- Edwards, ibd. p. 53, Ward, ibd. p. 105, Finkelstein, ibd. p. 153.
- National City Bank v. Partlal Manufacturing Co. (1920), Finkelstein, ibd. p. 252-4.

Finkelstein, ibd. p. 224, 250, Carnegie v. Morrison (1841), American Steel Co. v. Irving National Bank (1924).

另 Finkelstein, ibd. p. 253.

第四節 信用狀發行銀行と手形買取銀行との關係

が屢々ある。この場合には買取銀行と發行銀行、 信用狀により振出された手形が發行銀行によ り買 取 られ ず、その指定せる銀行其他を經て買取られること 買取銀行と受益者との間に各々新たな法律關係が發生する。

今買取銀行と發行銀行の關係を考察するに、これに對しては未だ歸一した解決を見ないがの、 之を一種の信用

場合には手形を買取りたる時とするのを妥當とする。 約定があるか否かで異る。旣に買取銀行を指定してある場合は信用開設の通知受領の時と解すべく、然らざる 銀行が之に對し受諾を與へたと認むべき意思表示の時期については異說があるが、發行銀行が豫め買取銀行と 信用條件に從て受益者へ支拂をすることを委任し、支拂金額償還につき保證を與へるものであるとする。買取 委任關係とし、 金錢支拂委任契約が成立つとするのが通説のやうである。發行銀行は買取銀行に對して一定の

行の支拂要求を拒み得ぬものである。啻に拒絕し得ぬ許りではなく不法なる契約解除及びこれに基因する損害 行銀行はこの支拂保證の限度を明確に信用狀面に表示する必要が起る。假令發行銀行が受益者と特約を締結し 行銀行に對する求償權は發行銀行對、依賴人との關係と全く同一で、書類と信用條件との形式的合致如何によ 賠償の責に任じ、更に保證債務履行の請求をも受けねばならない立場に陷る。買取銀行が手形買取に關し、發 つて決せられる颂。 上述せる所から買取銀行は發行銀行にその買取手形に對する求償權を有することは明かである窓。 買取者が與り知らずして手形買取をなした場合に、發行銀行は該特約の存在を理由として、買取銀 因つて發

す上に買取銀行に何等不安がないが、Revocable のものについては指定買取銀行以外の一般買取銀行は 通牒」(Notice of Revocation)を受領する由がない。從て手形買取について不安なきを得ない感じがある。併し 更に求償權に關して重要な一問題がある。Irrevocable の信用狀については、 その有効期間内に手形買取をな 「取消

做されの、 Revocable Credit が General であるとき、取消の通牒不可能なる事實から Irrevocable の性質を帶ぶるものと看 行が取消の權利留保を望むならば、之を Special のものとしなければならない∜。 發行銀行は善意の買取銀行に對して求償義務を員ふものと一般に解せられてゐる。故に若し發行銀

Finkelstein, ibd. p. 277

Russell v. Wiggin (1842), Scanlon v. First National Bank (1928). Finkelstein, ibd. p. 104.

第二節一九○頁參照。

Seaboard National Bank v. Burleigh (1893), Baesclin v. Chamberlain Banking House (1903).

Union Bank v. Coster (1850).

語

結

なものがあり、信用設定によつて資金の流通を促し、金融の便を得、且所要貨物の受領を確實にすることが出 の固定とから発れ得ることは取引の圓滑を期する上に至大の貢献をなすものである。併し買主の利益も亦莫大 信用狀の恩惠を最も多く受けるものが賣主であることに論議はない。買主の信用狀態から生ずる危險と資金

かゝる利益が存するから、國際貿易の發展に伴ひその使用が益々多きを加へるのは當然であるが、之と共に 信用狀發行銀行を繞る主なる法律關係に就て

來る。

することが最も急務であらう。此の意味に於てこの一小論も何等かの意味を持つことがあれば頗る幸とする所 釋を下すに至つてゐない。又學說も未だ充分確立したとは云ひ難い實狀である。實にかの Wilbert Ward の言 との目的達成のためには國際間に横はる諸種の障碍を除去すると共に、實務と理論の研究に一段の努力を傾注 の如く國際貿易上に於ける信用狀の機能を愈々高むるの道は、信用狀の形式內容を統一するにあると信ずる。 紛爭を惹起することも日々多くなり、しかも法律關係は頗る複雜多岐のもので、判例も亦法律關係の統一的解

---一九三二・八・二五---

である。